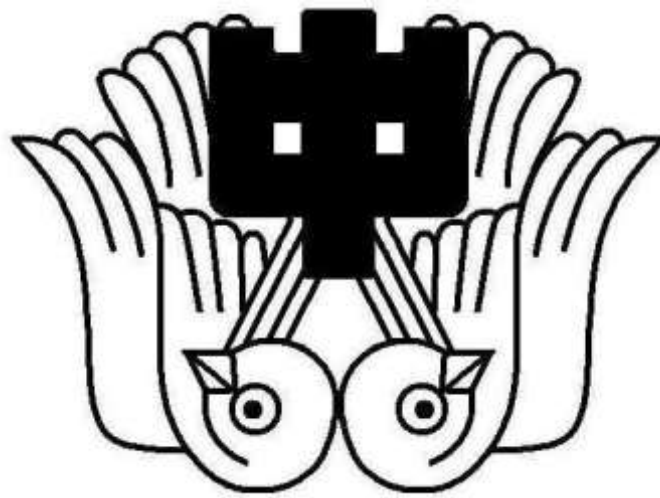


令和 8 年度

上尾市立上尾中学校いじめの防止基本方針



上尾市立上尾中学校

目 次

はじめに	1
1 いじめの定義といじめに対する基本認識	
（1）いじめの定義	2
（2）いじめの基本認識	2
（3）いじめの形態	2～3
2 いじめに取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）	
（1）設置目的	3
（2）組織の構成員	3
（3）活動内容	3
（4）関係機関との連携	4
3 いじめの未然防止	
（1）教師の言動・姿勢	4
（2）いじめを許さない学級づくり	5
（3）わかる授業づくり	5
（4）道徳教育の推進	6
（5）生徒によるいじめ防止の取組	6～7
（6）ネットいじめへの対応	7
4 いじめの早期発見・早期対応	
（1）いじめの早期発見	7～8
（2）いじめに対する措置	8～11
（3）重大事態への対応	11～12

はじめに

本校では、保護者や教職員が生徒の「居場所づくり」を推進し、教師と生徒が手を取り合って「絆づくり」を進めていくという認識のもと、「いじめを許さない学校づくり」の実現に向けた実効性のある取組を展開してきた。

現在、毎月実施している生活アンケートや随時行っている二者面談などの機会を通して、いじめの予防や早期発見に取り組んでいる。また、定期的に行っている教育相談委員会や学年会を通して、いじめの防止や早期発見はもとより、いじめが起きたときに適切な対応ができるよう、学校全体で取り組んでいる。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健康や人格形成に重大な影響を与え、生命や身体に重大な危険を生じさせるものである。そのいじめに対し、懸命に対応するとともに、工夫した様々な取組を行ってきた。いじめと認定された場合やいじめと思われる場合の対応も学校をあげて組織的に取り組み、「いじめ対策支援チーム」を通して丁寧かつ迅速な対応をしなければならない。また、いじめは絶対に許さないという姿勢で対応し、未然防止や早期発見に努める必要がある。

しかしながら、依然としていじめを原因として生徒の生命や身体に重大な危険が生じる事案が発生している。このことから学校に限らず国を挙げて取り組むべきことを反省し、いじめ防止対策推進法成立（平成25年）に至った。この危機感をもって、国、地方公共団体、学校がそれぞれ果たす役割が明確にされ、国を挙げて取り組むこととなった。

学校においては、基本方針を立て組織を編成し取り組むことを義務づけた。具体的には、国、地方公共団体の方針に基づき本校の方針を定め組織的に取り組み、実効性のあるものにするためのいじめ防止対策に関する取組を定めなければならない。

以上を十分に踏まえ、上尾市立上尾中学校いじめ防止基本方針（以下「上尾中学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・上尾市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

なお、本方針は年度初めの会議や研修を通して、全教職員が理解できるようにする。また、学校ホームページの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにすると共に、入学時や各年度はじめに生徒、保護者等に説明する。

※ 本基本方針は、上尾市いじめの防止等のための基本的な方針が令和8年4月に改訂されたことを受け、改訂したものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

上尾市立上尾中学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

※ 相手が嫌だと感じたことはいじめである。保護者連絡はいじめ認知につながる観点から適切に対応する。

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい
→ふざけっこなどの遊びや荷物を持たせるなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 いじめは集団化してくる
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
→いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
→いじめる側の生徒が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
→教師の不用意な発言や生徒への接し方が、生徒をいじめの対象にしてしまう
いじめにつながる発言を見逃し、いじめがエスカレートしてしまう

(3) いじめの様態

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

・その他被害者が苦痛に感じるもの

※ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査から

2 いじめに取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ対策支援チーム」を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

（1）設置目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

（2）組織の構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、不登校支援コーディネーター
各学年生徒指導担当、養護教諭、相談員その他必要に応じて構成する。

（3）活動内容

【未然防止】

ア いじめ未然防止のためいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うこと。

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口となること。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行うこと。

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行うこと。

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施すること。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となること。

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施すること。

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うこと。（PDCAサイクルの実行を含む）

(4) 関係機関との連携

- ア 保護者との連携、協力依頼等
- イ 教育委員会との連携
- ウ 中学校区小学校との連携、協力
- エ 警察及び関係機関等との連携

3 いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるということを踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・ いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・ いじめが刑事罰の対象となり得ること。
- ・ 不法行為に該当に損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解する。また、新型コロナウイルスに係わる医療従事者等を保護者にもつ生徒への偏見等、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわせない態度・能力の育成を図る。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 教師の言動・姿勢

いじめの予防として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことや、いじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにす

るために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うためには、

ア 教師が「いじめはあるもの」との認識を持つ

「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめはあるもの」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、生徒に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配り

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、生徒一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」を行い、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、生徒から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、「誠意をもった態度」が相談しやすい「先生」になる。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を醸成する。
などがあることに十分留意する。

(2) いじめを許さない学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の3点について取り組む。

ア 生徒が安心して学校生活を送ることができるように配慮する。

- ・共感的理解（生徒の気持ちに寄り添う）
- ・生徒の居場所づくり（学級活動、学校行事、部活動等を充実させる）
- ・生徒の見守り（毎日のやりとり帳や面談を活用する）
- ・基準の明確化（生活の決まりと指導のポイントを徹底する）
- ・人権に配慮した、生活環境作り（生徒への理解を深めさせる）

イ やる気や意欲を持たせる取組を実施する。

- ・分かる楽しさを味わわせる（見通しと振り返りを充実させる）
- ・よさを認める指導を行う（個に応じた指導を行い、「褒める教育」を推進する）

ウ 課題解決能力や他者と調和的に生きていくための力を育てる。

- ・問題解決的な学習を計画的に行う。
- ・ソーシャルスキル、情報活用能力等を育成する。

エ 上尾市教育委員会作成の教員用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめに気付くためには」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、学年主任や生徒指導主任に相談する。

オ 生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。なお、アンケートの保存期限は、実施年度後5年間とする。

- ・学校の生活アンケート（生徒対象）を毎月実施する。
- ・子どものサイン発見アンケート（保護者対象）を学期に1回実施する。
- ・子どものサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配布する。

カ 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「Ⅰ いじめ防止対策編」を活用する。

（3）わかる授業づくり

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

- ア 個に応じた指導の工夫改善を行う。
- イ 見通しと振り返りのある授業を行う。
- ウ ICTを活用した分かりやすい授業の展開を行う。
- エ 生徒の意見や考えを認め、生かし、大切に授業づくりを行う。
- オ 上尾中学び方サイクルにもとづく授業を全教科で実践する。
- カ 家庭学習と授業を結び付け、生徒の学びを深める。
- キ 「主体的・対話的で深い学び」、「協働的な学び」となる授業を行う。
- ク 道德教育推進教師を中心に、全校で取り組む道德教育を充実する。
- ケ 進路指導・キャリア教育を充実させ、全教育活動で「持続可能な社会を作る力」を育成し、生徒が主体的に進路を選択できる力をはぐくむ。

（4）道德教育の推進

いじめの未然防止の基盤となる道德教育を推進する。自立した一人の人間として他者を理解し、ともによりよい社会を構築しようとする態度を育て、協力、協調、協同することの大切さに実感として気づかせる。

- ア 教科書や彩の国の道德 道德教育指導資料などを活用する。
- イ いじめに関する新聞記事やできごとを基づいた道德の授業を実施する。
- ウ いじめや差別に関するDVD等の資料に基づいた道德の授業を実施する。
- エ ボランティア活動等、生徒に道德的実践の場を積極的に設ける。
- オ ネットいじめに関する授業や講演会等を計画的に実施する。

（5）生徒によるいじめ防止の取組

生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

- ア 上尾市「いじめ根絶」中学生宣言を校内及び各学級に掲示し、いじめ根絶の意識を高めていく。
- イ 生徒会を中心とした「いじめ根絶（いじめをノックアウト）」の取組を実施する。
- ウ いじめに対する「行動宣言」を行い、学級ごとに「いじめが起らないクラスづくり」について考えさせる。
- エ 「無言入退場」「無言清掃」等の取組を通して、いじめのある生活をさせる。
- オ 上尾市いじめ防止子供サミットへの積極的な参加と、サミットでの協議内容を学校で

再協議し、上尾市・上尾中学校区全体でいじめ防止の取り組みを推進する。

(6) ネットいじめへの対応

ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。

また、平成28年度に作成した文部科学省情報モラル育成プロジェクト「上尾中学校区（上尾中・上尾小・中央小・東町小）携帯・スマホ使用ルール『4つのまもる君』」を活用し、学区内小学校や保護者、地域等と連携して指導を進める。

埼玉県警察本部少年課・非行防止指導班「あおぞら」及び関係団体が実施する、インターネットセキュリティ視聴覚教材を活用し、生徒への指導及び保護者への啓発を推進する。

埼玉県ネットトラブル注意報を活用、配信しSNS等インターネット上の危険性について生徒、保護者への啓発を推進する。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生

徒指導主任や学年主任に相談する。

イ 生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。アンケートの保存期間は、実施後5年間とする。

- ・学校の生活アンケート（生徒対象）を毎月実施する。
- ・子供のサイン発見アンケート（保護者対象）を学期に1回実施する。
- ・子供のサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配布する。

ウ 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「Ⅰ いじめ防止対策編」を活用する。

エ いじめ認知と解消にむけた校内研修の充実を図る。（認知から3ヶ月以内の解消を目指す指導体制をさらに推進する）

オ 生徒指導委員会、教育相談委員会を毎週実施し、各委員会において、管理職を中心として、いじめの兆候等について確認するとともに、いじめの根絶及び防止について、毎回協議する。

エ 埼玉県教育委員会が作成した「彩の国 生徒指導ハンドブック」「第1章 いじめ防止について」を活用する。

（2）いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた生徒に立場になって、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめの発見・通報を受けた場合は「いじめ対策支援チーム」で組織的に対応する

①いじめの情報 …………… 生徒、保護者、地域、関係機関 等



②校長・教頭への報告



報告を受けた校長がいじめ対策支援チームのメンバーから調査に当たるメンバーを指名する
※必要に応じてメンバーを追加

③いじめ対策支援チームで対応

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、不登校支援コーディネーター各学年生徒指導担当、養護教諭等



④経過観察

いじめの解消、経過観察、再発防止の徹底

1 事実関係の把握

当事者生徒、保護者、学級、学年部活動、友人関係 等

2 教育委員会への報告

3 対処方針の決定

被害生徒へのケア・対応、対象生徒への指導・措置他の生徒への指導
役割分担

4 保護者との連携

5 教育委員会との連携

6 関係機関との連携

教育センター、少年愛護センター、警察、児童相談所、医療機関 等

上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」等を活用し、指導体制、教育指導の在り方について検討し、組織的に対応を行う。

いじめの事実確認のため、聞き取り調査やアンケート調査を行い、事実確認を行う。聞き取り調査を行う際は、聴き取り用紙を準備するなどして、組織として何をどのように確認するか、聴き取り事項を予め共有する。また、アンケート調査を実施する際は、事案に応じ、どのようなアンケートを取るのが最適か検討を行う。

イ いじめを行った生徒への指導・措置

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察等との連携を図る。

ウ いじめを受けた生徒へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いていく。

エ 周りではやし立てる生徒（観衆）への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同じ立場であることに気付かせる。

オ 見て見ぬふりをする生徒（傍観者）への対応

いじめは他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

カ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

キ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

ク 記録について

「いじめ対策支援チーム」において会議を開催した際の記録や生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整える。また、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等は文書化して適切に管理する。なお、これらの記録の保存期限は、認知年度後5年間とする。

コ 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携

- ① 犯罪に相当する事案（生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがある場合）のいじめ対応については直ちに警察に相談・通報を行う。
- ② 学校は警察と日常的に情報共有や相談を行うことのできる連携体制を構築する。
- ③ 警察との情報共有・相談体制の構築にあたっては管理職が行う。
- ④ 近年、児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめ事案が増加している状況がある。インターネット、SNS上のいじめ事案は匿名性が高く拡散しやすいことから、特に児童ポルノ関連、暴力行為等の動画については、一刻を争う事態が生じる可能性もあることから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。
- ⑤ 学校は、警察に相談、通報するべきかどうかの判断に当たり、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている場合、または重大な被害に発展する恐れがある場合は、警察において注意・説諭等の指導も期待できることから、積極的に相談、通報を行う。
- ⑥ 学校が警察に相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者等に周知する。

(3) 重大事態への対応

文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」、「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に乗っ取り、重大事態の定義や対応について、年度当初の会議や研修を通して、全関係者に周知し、対応については上記ガイドライン、方針、マニュアル等に則り、迅速に対応する。

重大事態については、「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」15ページに規定されている。

本校では、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

ア 重大事態発生への報告

- ・重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ事態発生について報告する。

イ 重大事態の調査組織を設置

- ・第22条に基づく学校の組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加える。

ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・事実に向き合おうとする姿勢を保持する。

エ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
- ・得られたアンケートは、対象生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

オ 調査結果を学校の設置者に報告

- ・対象生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者

の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

カ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・調査結果を基に、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。

キ 関係者のケア

- ・関係する生徒及び保護者、周囲の生徒及びその保護者へのケアを上尾市教育委員会と連携し行う。

ク 保存期間

- ・アンケートやその回答等の保存期限は当該生徒卒業後、5年間とする。調査報告書についても同様とする。ただし、保存期間が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。